

20210714

大雨等により被災された皆様に対する電気・都市ガス料金の特別措置について

このたびの梅雨前線に伴う大雨により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

当社は、大雨等の影響により弊社供給区域内の災害救助法が適用された地域および隣接する地域のお客様を対象に、電気・都市ガス料金の特別措置を実施いたします。

つきましては、特別措置の適用を希望されるお客様は、以下の窓口までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

#### 1. 特別措置の内容

(1) 被災された日を含む月の電気料金または都市ガス料金のお支払い期日を、原則として1か月延長※1します。

※1 金融機関やクレジット会社の決済スケジュールによっては、お支払い期日の延長ができない場合がありますので、あらかじめご了承くださいませようお願いいたします

(2) 料金算定期間にまったくご使用になられなかった場合の電気料金またはガス料金を免除します。

#### 2. 特別措置のお申込み方法

電気・都市ガス料金の特別措置をご希望されるお客様は、以下の連絡先までご連絡ください。

【サニックスでんき お問い合わせ窓口】

電話番号 0120-689-679

受付時間 月～金 9:00～17:00 (土・日・祝日休み)

#### 3. 適用対象となるお客様

弊社供給区域内の災害救助法が適用※2された市町村および隣接する市町村のお客様で当社に特別措置適用のお申し出をされたお客様

※2 災害救助法の適用状況は、内閣府のホームページをご確認ください。

[http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo\\_tekiyou.html](http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html)